

自治研報 かながわ

1980
4

No.30 新連載 提案13号(納税者の反乱)の影響と現状



神奈川県地方自治研究センター

表 I 昭和 55 年度 国家予算の概要

	金 額	伸 率%(昨年度)	構成比%(昨年度)
一 般 会 計	42 兆 5,888 億円	10.3 (12.6)	100.0 (100.0)
経 常 部 門	33 兆 9,619 億円	14.4 (10.9)	79.7 (76.9)
投 資 部 門	8 兆 6,269 億円	△3.1 (18.5)	20.3 (23.1)
財 政 投 融 資 計 画	18 兆 1,799 億円	8.0 (13.1)	—
租 税 収 入 等	26 兆 4,110 億円	22.9 (0.2)	62.0 (55.7)
国 債 発 行 額	14 兆 2,700 億円	△6.5 (39.0)	33.5 (39.6)
特 例 国 債	7 兆 4,850 億円	△7.1 (63.2)	17.6 (20.9)
建 設 国 債	6 兆 7,850 億円	△6.0 (19.3)	15.9 (18.7)

も く じ ◆◆ CONTENTS

昭和55年度県・市予算の概要と見方…………… 3

猛雪けて合成洗剤追放キャンペーン
——市民運動・労働運動の一大共闘
川崎地方自治研究センター 野地孝………… 7

よこすかレポート
「住みよい街づくり集会」の発展にむけて
実行委員会事務局長 中村勝美…………… 8

ルポ 四国遍路の神楽川
茅ヶ崎自由大学……………11

四国遍路通信No.1……………14

提案13号（納税者の反乱）の影響と現状
連載第1回 インデアナ大学 佐藤孝治
はじめて……………14

I 提案13号の可決……………16

1. 提案13号の内容

2. 州緊急援助計画～破局の回避

II 提案13号の直接的影響と将来への影響
（その1）……………18

1. 減税の利益配分～企業の勝利

編集後記……………19

自治研 かながわ 1980
4

No.30 新連載 提案13号（納税者の反乱）の影響と現状



神奈川県地方自治研究センター

昭和55年度 県・市予算の概要と見方

1. 国家予算と地方財政計画

昭和55年度の国家予算の概要と、地方財政計画の概要は別表Ⅰ、Ⅱのとおりです。これらの影響をどう神奈川の自治体がうけているのか、興味のあるところです。

国家予算は一口に言って緊縮型であり、予算編成方針にも「全体の歳出規模を厳しく抑制する」とされています。その結果、昨年度の税収の伸びもあって国債依存率は33.5%にとどまり、租税等の収入の増加が目立っています。

これをうけた地方財政計画も、地方税の増加を見込みながら、手数料等の引上げもあわせて行いながら、地方交付税は対前年伸率5%という地方交付税制度がはじまって以来41年度につぐ低率に

おさえられています。さらに全体の抑制傾向のなかで地方債は特にマイナスとなり、一昨年の大盤ぶるまいからみると、まるでウソのような緊縮ぶりで、投資的経費の圧縮が目立ちます。

国の予算、地方財政計画を参考にしながら、神奈川県内の自治体の予算の概要を次に見てみましょう。

2. 県・市の予算規模

昭和55年度の神奈川県と県内19市の予算規模は別表Ⅲのとおりです。国の財政圧縮の影響を受けて、一般会計の伸び率では7市が1ケタ台となっています。なかでも地方財政計画の伸び率7.3%よりも伸び率が低い川崎市と藤沢市、そしてマイナス伸び率の秦野市の三市は、今年の財政運営が

表Ⅱ 昭和55年度 地方財政計画の概要

		金額	伸率%(昨年度)	構成比%(昨年度)
総 額		41兆6,426億円	7.3(13.0)	100.0(100.0)
歳 入	地 方 税	15兆0,698億円	16.5(11.6)	36.2(33.4)
	道 府 県 税	7兆1,715億円	18.7(12.3)	17.2(15.6)
	市 町 村 税	7兆8,983億円	14.6(11.1)	19.0(17.8)
	地 方 交 付 税	8兆0,775億円	5.0(9.2)	19.4(19.8)
	国 庫 支 出 金	10兆4,431億円	4.3(13.6)	25.1(25.8)
	地 方 債	4兆4,276億円	△9.7(22.2)	10.6(12.6)
	給 与 関 係 費	11兆7,969億円	6.5(4.4)	28.3(28.6)
歳 出	一 般 行 政 費	9兆0,763億円	7.8(11.7)	21.8(21.9)
	公 債 費	3兆0,766億円	16.6(17.9)	7.4(6.8)
	投 資 的 経 費	15兆9,253億円	4.6(20.3)	38.2(39.2)

苦しいであろうことがうかがえます。変わったところでは競輪場をかかえた平塚市と小田原市は1ケタ台の伸び率でも一般・特別両会計がほぼ同額ということで財政にゆとりがうかがえます。

逆に予算規模の伸びが大きいのは、茅ヶ崎、伊勢原、綾瀬が特に目につきます。別に国の方針に追随しないことを言々するつもりではなく、市民生活に直結した事業を行うとすれば予算規模が増加するのは当然ですし、自治体の財政力とみあいながら進められればよいはずで。茅ヶ崎では文化会館とじん介処理場の建設、伊勢原では小中学校の建設と用地取得、綾瀬では総合文化会館と小中学校の建設により、予算規模が拡大したのと思われる。

3. 主な債入予算の内容

次に歳入の主な内容は別表Ⅳのとおりですが、
表Ⅲ 昭和55年度 県・市の予算規模

地方税・地方債・地方交付税をみても判るように、地財計画を如実に反映して税収の増加と地方債の引締めが共通した特徴となっています。歳出の公債費も含めこのことは何を物語っているかといえますと、国の方針が景気浮揚型となれば、地方財政もそれにつれて借金を上積みしてまで公共事業の消化に追いまかれ、今度は緊縮となれば財源不足額を値切られたうえ、「抑制型」を余儀なくされるといふ国に従属させられた地方財政の姿をみることができます。

歳入で気になることは、地方税と地方債収入の伸率についてです。地方財政計画では市町村税の伸率は14.6%とされていますし、県内の市平均も14.6%ですが、市によってかなりの差異が見られます。特に伊勢原、海老名、綾瀬では20%をこえており、この市だけが税収の伸びを多く見込むというもおかしなことです。地方債も全体的には

(単位百万円)

表Ⅳ

市町村名	一般会計	伸率	特別会計	公営企業 会 計	合 計
横浜市	526,546	8.8	215,964	349,010	1,091,520
川崎市	233,915	6.5	147,769	58,297	432,900
横須賀市	66,226	12.9	35,678	19,518	121,423
平塚市	27,648	9.5	25,433	4,100	57,182
鎌倉市	26,092	13.0	13,143	0	39,235
藤沢市	43,530	6.6	20,028	18,183	81,741
小田原市	25,233	9.8	28,440	5,545	59,218
茅ヶ崎市	23,057	20.3	14,183	0	37,240
逗子市	8,270	11.7	3,795	0	12,065
相模原市	55,120	15.7	14,283	27	69,430
三浦市	8,589	15.1	1,635	2,334	12,558
秦野市	18,869	△9.5	6,527	2,115	27,511
厚木市	22,050	11.3	5,617	0	27,667
大和市	22,820	7.3	11,160	0	33,980
伊勢原市	10,950	19.8	2,306	0	13,256
海老名市	11,275	15.3	2,573	0	13,849
座間市	13,384	13.0	3,570	0	16,955
南足柄市	6,917	10.9	1,287	814	9,019
綾瀬市	9,865	18.8	1,294	0	11,159
神奈川県	800,153	11.0	111,972	63,478	975,603

市町村名
横浜市
川崎市
横須賀市
平塚市
鎌倉市
藤沢市
小田原市
茅ヶ崎市
逗子市
相模原市
三浦市
秦野市
厚木市
大和市
伊勢原市
海老名市
座間市
南足柄市
綾瀬市
神奈川県

・イナスに圧縮されておりながら、茅ヶ崎、伊勢原、海老名などでは大幅に増加を見込んでいます。

こうしてみると、予算編成をする自治体財政当局の意図がおぼろげながら推察できます。つまり通常の当初予算の編成にあたっては、税収と起債は地方財政計画のラインでおさえおき、本当の税収や起債の見込みについては追加補正予算の財源として保留しているのです。ところが当初から大きな事業を行うことが予定されている自治体では、かなり目いっぱい税収や起債を当初予算で見込んでおく、ということになるのでしょうか。

また、地方税収入の割合が神奈川の県と市では全国よりもかなり高くなっています。地方財政計画では36.2%ですが、それを下まわるのは三浦市だけです。また、秦野・綾瀬・伊勢原などが全体からみて低いのが目につきます。当然ですが地方交付税の割合が低くなっています。平塚・鎌

主な歳入予算額

倉・藤沢・厚木なども今年は地方交付税の不交付団体となるでしょう。

このあたりが、予算のしくみがわかりにくいこととあわせて、住民にとってわかりやすい予算の組み方を要求すべきポイントとってよいでしょう。ある市の財政担当部長がこう言っていました。「財源はできるだけ隠しておきたい。そして少しずつ小出しするのが財政担当者の腕の見せどころである」と。あなたの自治体でははたしてどうでしょうか。是非聞いてみてください。

歳入ではもうひとつ、国庫支出金についてです。地方財政計画に占める国庫支出金の割合は25.1%ですが、県内の自治体ではすべてがそれをかなり下まわっています。税収の割合の高いのとあわせて、自治体の自主性を保つうえでよいことであり神奈川の特徴といえるでしょう。

(単位百万円)

地方税	構成比	伸率	地方債	構成比	伸率	地方交付税	構成比	国庫支出金	構成比	県支出金	構成比
263,786	50.1	15.0	57,586	10.9	△ 9.4	39,000	7.4	74,272	14.1	12,599	2.4
105,803	45.2	15.2	36,936	15.8	△14.1	10,500	4.5	29,445	12.6	3,944	1.7
29,962	45.2	10.3	6,310	9.5	△ 2.9	4,290	6.5	11,177	16.9	1,827	2.8
16,604	60.1	12.2	1,470	5.3	△13.0	3	0.001	4,030	14.6	893	3.2
17,851	68.4	16.0	1,365	5.2	△32.6	8	0.003	3,036	11.6	886	3.4
26,798	61.6	13.1	4,010	9.2	△19.4	10	0.002	6,559	15.1	1,233	2.8
12,700	50.3	11.4	1,413	5.6	8.9	55	0.02	3,653	14.5	1,151	4.6
12,101	52.5	17.8	2,436	10.6	37.6	530	2.3	3,698	16.0	675	2.9
4,650	56.2	10.7	563	6.8	△ 6.6	350	4.2	1,506	18.2	22	0.03
31,776	57.6	17.1	4,239	7.7	3.3	1,000	0.2	8,746	15.9	1,802	3.3
2,580	30.0	11.6	1,272	14.8	27.2	1,159	13.5	986	11.5	527	6.1
7,607	40.3	19.4	1,839	9.7	△21.7	1,500	7.9	3,351	17.8	726	3.8
12,567	57.0	17.4	1,395	6.3	△29.5	15	0.006	2,740	12.4	504	2.3
11,888	52.1	13.2	3,000	13.1	△ 9.9	1,100	4.8	4,192	18.4	544	2.4
4,758	43.5	28.9	1,971	18.0	91.2	650	5.9	1,810	16.5	377	3.4
5,422	48.1	20.3	1,475	13.1	50.1	830	7.4	1,544	14.1	360	3.3
6,429	48.0	14.7	1,538	11.5	10.7	610	5.4	1,793	15.9	410	3.6
3,391	49.0	9.0	1,330	19.2	25.5	30	0.04	766	11.1	260	3.8
3,801	38.5	23.4	769	7.8	△ 7.2	1,100	11.2	1,709	17.3	382	3.9
468,881	58.6	18.4	56,726	7.1	△13.8	12,000	1.5	163,759	20.5		

4. 主な歳出予算の内容

次に歳出予算のあらましは別表Vのとおりです。まず教育費の高いのが目立ちます。県では4割が教育費につきまわっており、高校建設と小中高の教職員の給与費がほとんどです。市では県央の各市が特に高く、秦野・大和・伊勢原・南足柄では3割をこえています。このことは、さきほどの歳入の税収や起債とあわせてみると、市の財政人口急増に追いまわられていることがわかります。

新聞で発表された各自治体の主要事業をみると都市基盤整備に力点がかけられていることが判りますが、長洲知事の提唱した「地方の時代」を反映して「文化面」に予算が向けられているのも特徴です。主な施設の建設では、横浜市の開港資料館、県の埋蔵文化財センター、茅ヶ崎市・秦野市の市民文化会館、綾瀬市の総合文化施設、小田原市の

教育文化会館、大和市の図書館など会館建設ブームといったところです。また、藤沢、横浜、静岡の三市が共演するオペラ「カルメン」の自主文化事業、県の民際外交の一環として開催が予定されている「カナガワ・ビエンナーレ国際児童画展」など長洲知事の「建設事業に1%の文化予算を」という提起とともに、自治体も「文化」に認識を深め始めたことは結構なことです。

東海大地震近しということで昨年8月に大規模地震対策特別措置法が制定され、県下でも相模川以西が警戒地域に指定されたことは御承知のとおりです。そこで各自治体が防災対策の予算を特別に組んでいるのも今年の特徴です。横浜市では地震観測を新たに始めますが、防災備蓄倉庫建設、防災無線網の整備、消火器をはじめとする防災器機の配備、貯水槽の設置など各自治体に共通する事業がみられます。

表V 主な歳出予算額

(単位百万円)

市町村名	教育費	構成比	伸率	土木費	構成比	伸率	公債費	構成比	伸率	普通建設 事業費	構成比	伸率
横浜市	99,821	19.0	8.1	166,322	31.6	14.4	30,708	5.8	3.5	177,805	33.8	5.9
川崎市	36,997	15.8	△4.8	52,513	22.0	4.2	17,976	7.7	7.3	72,455	30.8	△0.9
横須賀市	14,176	21.4	△2.7	13,281	20.1	22.1	3,155	4.8	27.1	22,157	33.5	25.1
平塚市	5,237	18.9	0.8	5,363	19.4	20.5	1,704	6.2	11.4	8,139	6.2	10.1
鎌倉市	4,375	16.8	8.6	4,185	16.0	7.9	1,841	7.1	16.9	5,233	20.1	7.7
藤沢市	9,674	22.2	11.8	9,996	23.0	18.1	2,696	6.2	25.5	12,515	28.8	3.4
小田原市	5,543	22.0	8.0	4,671	18.5	21.3	1,307	5.2	16.8	6,543	25.9	11.3
茅ヶ崎市	4,396	19.1	21.8	4,433	19.2	52.7	1,194	5.2	12.4	7,254	31.5	39.1
逗子市	817	9.9	△12.1	1,628	19.7	14.7	272	3.3	22.0	1,891	22.9	5.1
相模原市	11,282	20.5	17.6	12,938	23.5	32.0	3,859	7.0	△7.2	18,685	33.9	19.4
三浦市	1,667	19.4	26.0	826	9.6	7.4	549	6.4	33.3	2,827	32.9	17.0
秦野市	5,946	31.5	25.5	3,883	20.6	△39.4	702	3.7	9.0	6,955	36.9	△29.7
厚木市	5,551	25.2	0.6	4,654	21.1	22.7	1,509	6.8	5.5	7,180	32.6	10.5
大和市	7,046	30.9	21.0	3,855	16.9	0.9	1,668	7.3	12.1	7,291	32.0	△3.4
伊勢原市	3,833	35.0	87.1	1,835	16.8	39.8	649	5.9	13.5	4,702	42.9	23.8
海老名市	3,566	31.6	23.3	2,198	19.5	0.0	527	4.7	△0.2	4,006	35.5	5.8
座間市	3,800	28.4	15.2	2,548	19.0	13.4	1,032	7.7	19.0	3,579	26.7	12.4
南足柄市	2,339	33.8	15.4	718	10.4	4.7	437	6.3	27.4	2,617	37.8	15.3
綾瀬市	2,220	22.5	△6.2	1,273	12.9	△3.0	513	5.2	7.3	4,646	47.1	17.2
神奈川県	326,653	40.8	11.4	101,055	12.6	7.6	43,711	5.5	16.0	138,523	17.3	11.7

猛雪けて

合成洗剤追放キャンペーン

—市民運動・労働運動の一大共闘—

川崎地方自治研究センター

研究員 野地孝

3月22日、相模川上流の山梨県上野原町で、「合成洗剤を追放し、桂川、相模川をきれいにする集会」が行われたが、川崎からは「水資源を守る市民の会」の一員として、市労連川崎労協と共に参加した。当日はあいにく春にはめずらしい大雪となったが、悪天候をおしてやってきた私たちの行動に、町民の人々の反応は暖く力強かった。

筆者が粉石けんを持ち家庭訪問をしている途中、農業経営らしい初老の男性が近づいてきて、「本当にごくろうさんです。できれば私も参加したい。」と言ってくれた。すでに合成洗剤の有害性についてかなりの知識を持っている主婦が多かったが「つい使ってしまう」という声もよく聞かれ、「どこに行けば石けんが買えるのか」という質問をどの家庭でも受けた。今後は小売店対策等の流通過程からの働きかけも必要とされよう。

町民会館での集会に参加した人は320名。うち60名が上野原の一般町民で、会場は超満員であった。スライド上映に続いて、東京医科歯科大の柳沢教授が講演した。教授のユーモアのある話ぶりの中にも、合成洗剤の恐しさを鋭くつけた内容には誰もが強い印象を受けた様子であった。アメリカで幼児が「無リン洗剤」を飲んで死亡した事件、野菜等の葉脈にしみこんだ洗剤はとれないという実験結果、あるいは20年前厚生省で洗剤製造認可にたずさわった当時の課長が、同省を退官した今合成洗剤の毒性を認めているといった行政のゆがみも指摘された。

現在企業や政府が宣伝している「無リン化」へ

の動きは、全く不十分であり、合成洗剤の全面的追放の必要性が明確に理解されたことは、今後の運動の前進にとって大きな力となっていくことであろう。

婦人会議・生活クラブ等の主婦を中心とした市民運動、消費者運動と、全水道、自治労等の産別、さらに労働組合の地域的連合組織が、今回のような直接行動において一大共闘を組んだ例は、筆者の知る限り近年余り見られなかったことである。「国民春闘」が真にその名前にふさわしいものに発展していくためにも、また「地方の時代」が草の根の参加という内実を欠いた空文におわらないためにも、このような形の共闘はさらに一層拡大強化されなくてはならないというのが、キャンペーンに参加して受けた最も強い感想である。



よこすかレポート

「住みよい街づくり集会」

の発展にむけて

「第10回住みよい街づくりをすすめる市民
のつどい実行委員会」

事務局長 中村勝美

(自治労横須賀市職労委員長)

1. はじめに

横須賀地区労や市内の住民運動団体等が中心となって実行委員会を構成し、神奈川県評や社会党をはじめ市議団等の協力を得て、3月9日上町教育会館において「第10回住みよい街づくりをすすめる市民のつどい」が110名の住民、労働者の参加で開催されました。

住みよい街づくり——それは、まず住民が健康で文化的に、しかも平和に生活をし続ける街づくりをすすめることです。横須賀市では81年度を初年度とする10カ年にわたる総合計画を本年中につくるためにいま、その作業がすすめられています。毎年、予算要求や問題ごとの陳情・請願など様々な形で諸団体が多くの行政上の課題をとりあげてきていますが、横山保守市政の住民軽視、中央政府寄り大企業優先の市政に変化を及ぼすまでに至っておりません。本市10年の大計が樹立されるこの機会に、住民側から、市政全般にわたる政策について考え、議論し、提言をしていくことが重要であり、住民生活最優先の立場で80年代の横須賀の都市づくりを計画の段階から住民参加でつくりあげたいとの願いをこめてこの集会は開かれました。

2. 10年にわたる教訓

ここで過去9回の集会をふり返ってみますと、第1回は1969年3月、文化会館で住民参加の市政をめざして開かれました。ときあたかも70年安保闘争の前夜ともいべき時期で当時の横須賀の革新市政をとりこんだ形で米空母々港化の圧力が市民に加えられており、市内の革新諸勢力が平和への危機を強く訴えた集会となりました。集会の中で住民がいかに行行政全般について不満をもっているかが明らかにされ、それを組織的にとりあげる必要性や自治・行政について学習強化が訴えられました。

第2回集会は70年1月、「住民と労働組合は手をつなごう」をスローガンにして開かれこの中で、基地分科会では基地の実態を知るため基地研究会が生まれました。この基地研究会はその後の調査で横須賀の70年基地白書をつくりあげ、70年自治研全国集会の「安保と基地分科会」の横須賀開催と結合して、沖縄、佐世保などの反基地闘争をたたかう全国の仲間との連帯を深めることとなりました。集会が単なるおしゃべりの集会でなく、行動する自治研としての成果を得たのであります。

第3回集会は71年2月、全駐労の大量解雇による生活不安や、教育では家永裁判にみられるように教科書を通じた軍国主義の復活、生活環境分科会で、丁度その頃発表された市の都市基本構想、基本計画に対する批判分析が提起される状況下で開かれ、この第3回集会から「住みよい街づくりをめざす市民のつどい」と銘打ち、(第1、第2回は地区自治研集会と称した)調査、研究の領域



をこえて自治の確立に集中した実践に向けて一歩踏み出すことになりました。

第4回集会（72年7月）は横浜市の鳴海正泰氏を招き自治体闘争の実践的展開を考える集会となり、第5回集会（73年9月）が前年11月長野市長による母港化受入れの撤回を要求する3万名請願署名の積み重ねに立った集会となり、第6回集会は、2年後の75年3月となりましたが「これからの横須賀」——都市づくりの方向——を考える集会でした。第7回集会（76年2月）に至り、合成洗剤追放運動が提唱され、また、市民グループから積極的日常生活の中から出された横須賀における自衛隊の現状報告をみんなのものとしていく討論がされました。

第8回集会では、今も記録に生々しい77年6月市長選の直前に開かれました。地方自治法施行30周年記念もこめて、北海道自治研究所の山内敏雄氏を招き記念講演をうけたあと正木市長候補、いぬい市議補選候補が万場の拍手で迎えられ、市民自らの手で都市づくりの方向を定め、地方自治の真のあり方を追求することが誓い合われました。昨年3月3日第9回集会は、文字どおり79国民春闘、地区春闘と一体のものとして造船反合理化闘争に立ち上った労働者の資本に対する怒りと、闘争勝利まで闘い抜く決意が結集され、同時に市内の住民運動の貴重な教訓を共有化し、反基地闘争の再建を期しました。

本年第10回集会の基調はこの10年にわたる集会のとりくみ・足跡の中からくみとることができま。とりわけ年1回の集会を単にくり返すばかりでなく、中期ないしは長期の運動目標と政策を明確にしてねばり強くたたかいをつみ重ね発展させ

ていくこと、たとえどんなに時間がかかっても毎年少しづつ正確に前進する運動体として今後持続する集会として展望しています。第10回集会を終って、80年代に向って、この「街づくり集会」の再構築をめざし、住民と労働者1人1人の確信ある意志固めの場として総括されようかと思えます。

3. 第10回集会の成果

集会次第は別表のとおりですが、今回は分科会討議時間に4時間かけ、会場内に別途生活相談コーナーを設け、雨天にも拘らず8名の市民がこのコーナーに来訪したことが特徴です。分科会でどんな討議がされたかみていきます。

第1分科会「都市づくり」

—住民による街づくりを—

市の将来計画と道路交通問題が主要な柱としてとりくまれました。問題提起は、①都市づくりの骨格 ②南部清掃工場建設計画の問題点 ③平作川水害訴訟の現状と河川改修の実態 ④基本計画づくりの視点 ⑤公害行政の現状 ⑥南横浜バイパスによる自然環境破壊を許さないたたかい。等多岐にわたり行われ活発な論議のあと、住民が闘わなければ住民の街づくりは出来ないとの意見が出され、具体的に今後継続してとりくむべき課題

集 会 次 第

全体集会	10時～11時
主催者挨拶	
来賓あいさつ	
基調報告	
対市要求報告	
分科会要領説明	
分科会	11時～5時30分
問題提起	(11時～12時)
昼食	(12時～12時30分)
分科会討議	(12時30分～15時30分)
全体集会	15時45分～16時45分
各分科会等の集約	(" ")



が次のように確認されました。

(1)横須賀の都市づくり計画について積極的に討議していく。(2)東京湾横断橋は公害をまきちらす通過道路の域を脱しないのでつくらせない。(3)南横浜バイパスをはじめ高速道路による生活破壊を起さない継続したとりくみをすすめる。(4)関係住民の民主的合意がない清掃工場建設計画については反対する。

第2分科会「福祉」

—権利としての福祉を—

問題提起として、①養護学校に高校の新設を、障害者の授産所を各地域につくろう ②学童保育の推進を ③障害児保育推進運動の現状、在宅老人対策の充実を、が出されました。討議は参加者の連続した発言で時間が足りなくなるほど真剣に行われ、その中で、市民レベルの運動がこれまでも行われていますが、個別の運動になっているため、要求があまり前進していないことが指摘されました。要求運動を日常的にすすめるため、この集まりを発展させて“福祉問題連絡会議”(仮称)をつくるべきだという意見集約がされました。

第3分科会「教育」

—差別選別を許さない教育を—

進路問題、障害児教育、米飯給食と問題点などについて報告提起され、これらをどう考えどう運動していくかが討議されました。進路問題については、高校進学、高校間格差のことが論議され、高校三原則として「総合、共学、奨学制」をふま

えて地域のセンターとしてランク付のない高校づくりをめざすこととし、障害児教育については、行政の姿勢として普通児障害児共同教育の実践を否定する発言が教委の中にあるし、隔離施設をつくることは新たな差別をつくることになるので、PTAのうちとくに「P」の代表を広く参加体制に加え障害児教育のあり方を追求しています。米飯給食に関しては、調理員、栄養士をはじめ関係団体との連けい交流をさらに強め、市当局の合理化攻撃に反撃し自校炊飯を追求していく。などが集約内容です。

第4分科会「基地」

—日米軍事基地を市民の手に—

基地の現状と問題点、今後の課題について討論されました。問題提起として、①米軍基地の恒久化、米軍が海外に行って何をやっているか ②自衛隊の実践部隊化、技能強化の実態 ③基地の強化、軍隊の認知などに手を貸している横山市政の基地協力の実態、が出されたあと、互いにホンネの議論を出し合いました。

どうして、横須賀で反基地運動が低迷しているのか、例えば、リムパック反対行動についても出港時にとりくみができなかったがどうしてそうなのか、また79年基地連鎖集会在が継続してこなかったことを反省し、軍都論も真剣にやるべきことが訴えられました。相手は国家だし、日常的に運動

主 催	第10回住みよい街づくりを進める市民のつどい実行委員会
事務局	横須賀市汐入町2の4 横須賀地区労働組合協議会
協力団体	神奈川県・横須賀市 日本社会党・公明党・日本共産党 横須賀市議会公正会 神奈川県評・横須賀地区労 神奈川労金・全労済神奈川 労働福祉センター・労働者住宅協 会・労信販生協

としてやっていかなければとても対抗できない。従って今後の課題として、反基地闘争への関心をどうしたら集められるか、跡地利用論の検討、自衛隊、基地、米軍の本質論の深化、自治体政策への働きかけ等を重視していくことが強調されました。本集会後引き続きこの集会参加者が核になりながら運動をすすめていくこととし、その中で旧軍転法の空洞化を許さない「80年基地白書」を作成することが確認されました。

4. 継続するとりくみ課題

本年6月28日は旧軍港市転換法公布30周年にあたります。住民投票で成立し、戦後の横須賀の市是を定めたこの法律の主旨を一そうおし広め、日本の平和と横須賀の民主々義・住民自治の確立をめざして30周年記念集会を行うため4月3日実行委員メンバーが集まり検討と準備に入りました。

またその前日(2日)には第1分科会の継続したとりくみ課題の検討会がスタートしました。当方は、横須賀の街の中を走るバイパス計画をうきぼりにして学習し、啓蒙活動を地域ですすめていくことが申合わされました。

75年の第6回集会に出したパンフ「これからの横須賀」の中で私たちは“都市づくりの主人公は住民である”と規定しました。これは今でも正しいと確信します。ただいまの状態では行政側の資料が十分につかめていません。私たちが必要とする情報が決定的に不足しています。このようなシステムの下におかれていることを無視して今後の運動にはかかれません。そのことを克服する道は、清掃工場や道路計画をはじめ各種開発行政を、行政側の一方的やり方を許さない立場で住民が運動をどんどん起していく。それを通して各種データを把握していく。そういう考え方でたたかっていくことにあります。都市づくりはこのような住民のたたかいから始めるべきでしょう (了)

ルポ

もうひとつの神奈川

茅ヶ崎自由大学

どろも更えの季節到来ノこの月報も、御多分にもれず(?) この“もうひとつの神奈川”という連載コーナーの新設となりました。

ここでは地域で自主的に、つまり行政側の力を借りずに行われている様々な活動を紹介していくというのがねらいです。上からの“参加”“分権”“自治”ではなく、地域から微力ながらも自主的に進められている活動を拾い集めることにより、“地方の時代”の発祥地神奈川を見つめてみたいと思います。

まず第1回目は茅ヶ崎自由大学の巻。

“春眠曉を覚えず”ではありませんが、不馴れ

なにわか記者トリオが寝ぼけまなこで行った取材はいかに――。

熱心に講義に耳をかたむける

茅ヶ崎市の東南部、茅ヶ崎駅南口からバスで10分、閑静な住宅街に位置するこの自由大学は、スーパーと隣り合わせの丸太作りの茅ヶ崎コミュニティホールで開催されている。市の中央部から離れているという交通の不便さはあるが、静かな環境の中で、しかも広い会場(300人収容)に100人近い受講生が熱心に講義に耳を傾けていた。受



講生の9割は女性であり、男性はそのほとんどが老人である。

開講時間は原則として午前10時から正午までであるが、講座終了後に講師を交えての質問座談会が行われる。

この日の講座は、宇井純東大助手による“80年代の生活と環境”というテーマに沿って、「公害をなくすには、市民自らが学習し監視していかなければならない」という指摘があり、また「住民運動の重要な部分を女性が果していると共に、その運動の中で女性解放を」というお話に、会場のあちこちからうなづく姿が見られた。講師への質問は、今日的な“合成洗剤問題”や“相模川流域下水道”について集中した。

また自由大学事務局への要望として“巡回制”が出されているが、保育の問題を考えると難しいようである。

市民運動の中からうまれた自由大学

閉講後、我々3人は忙しい中を時間をさいいただき、重岡健司理事長にお話を伺うことができた。

かつて茅ヶ崎市における住民参加の状況は「月報No.20」の中でも触れられており、「教育と文化を考える茅ヶ崎市民の会」や「茅ヶ崎市に公民館をつくる会」等の住民運動を評価すると共に、茅ヶ崎市において社会教育施設の不十分さを痛感させられていた。ちなみに、現在、公民館1つ（今年4月オープン）、図書館1つ（木造で小さい）。

この茅ヶ崎自由大学は、こうした住民運動の中で、“日本の教育行政上の問題点”に直面し“市

民に開かれた高等教育の場の必要性”から、海原峻（パリ大学講師）、重岡健司（会社員）、斉川哲夫（同）、及川孝男（スーパー経営）、長坂克己（スーパー役員）の各氏が発起人となり、昨年9月から開講された。

第1期講座は今年2月までで計10回、受講生は登録人員で1,000名を越え、毎回平均100名という盛況ぶり。

第2期が今年3月から始まり、7月までにやはり10回の講座が組まれており、受講料は1講座500円と他の文化講座の半という安さ。しかも第2期目から60才以上無料にし、30名近い老人が参加するようになったという。

まったくの自主運営、主力は主婦

受講生は圧倒的に30～40代の主婦が多い。これについて重岡さんは、「茅ヶ崎の全日制市民は主婦であり、この人達が茅ヶ崎のまちづくりの主力となる。だからまず、彼女達に考えたり行動したりするきっかけを提供しようということで時間帯もウィークデーの午前中に設定しました」と説く。

講座内容は、主たる対象を主婦にしたことにより、彼女達が何に関心を持っているかをアンケート調査し、その結果「子供たちの教育」「歴史」「国文学」に関心が高いことが分かった。それらを第1期、2期共に講座の中に組み入れ、合わせて「茅ヶ崎のまちづくり」の材料を提供する。

講座運営は受付、記録、新聞発行などは受講生が自主的にあたり、また会場使用は理事の及川さんからの無償提供であり、全くの自力運営を進めている。また、この単発主義形式の講座が通して受講されるようになると、受講生の中からカリキュラム設定への参加意欲が起ってくるであろう。

他のこの種のグループとの横のつながりについては、発足時に東京の明星学園からスタート時の経験談を参考にしたり、鎌倉市民アカデミアとの連絡程度にとどまっているが、今後、講師の紹介等を通じて情報交換を望んでいるということである。

また今後の方向性としては、勤労者にも参加の機会をつくり、例えば夜間部、日曜講座の設置な

どを検討中であるとのこと。

こうした中で「自由と生存に関する研究所」(仮称)の設立計画が進められている。ここでは、「地域社会でまちづくりをしながら、大きく国際社会の中で生きていくこと、即ち地域社会と国際社会をどうつなげていくか」という、何とも広大な視野に立った研究をすることにより、地域社会に提言を試みようというものである。重岡さん曰く、「自治研センターの活動とも重なり合う部分がありますね。」

盛況の原因・保育所も自主運営で

この茅ヶ崎自由大学盛況の要因の1つに、保育施設があげられる。

行政側が開く講座の多くが、暗に「子供は連れて来るな」という運営方針のもとに若い母親から学習の場を奪っている。「茅ヶ崎では社会教育活動の中で安心して母親が参加できる保育を保障するという要求運動がここ10年ほどあり、私もそのメンバーとして保育を考えないで始めるわけにはいかなかった」と重岡さん。

今、保育は無料で行われている。30人の子供に「学習のための保育を考える会」のメンバーから



毎回10人が保母として応援に来てくれている。しかし施設が狭く—これも及川さんの提供であるが—希望者全員を収容しきれないという悩みがある。けれどここでユニークなことは保母の立場から“保育だより”(ガリ刷り)を発行しており、例えば「母親が子供を保育所に預けること」とはどういうことなのか。それは「子供から逃れることでも、独身女性に戻ることででもない」という基本的な問題を投げかけている。

こうして、住民自らの手で生まれ、地域に確実に息づいている茅ヶ崎自由大学が、単に知識を身につける場から一歩進んで茅ヶ崎のまちづくりに直接的に関わってくる運動体たらんことを願って帰途についた。

茅ヶ崎自由大学第2期講座 日本と日本人を考えるシリーズ

1980年3~7月

講義番号	講義題名	講師	日時
1	'80年代=地方の時代	長洲 一 二(神奈川県知事)	3月8日(土)
2	外国人の見る日本人	ゲルソルト・ヒルシャー(南ドイツ新聞特派員)	3月21日(金)
3	'80年代の生活と環境	宇井 純(東京大学助手)	4月4日(金)
4	教科書にのらなかった秩父事件	井出 孫 六(作家)	4月18日(金)
5	三椒大夫の世界...講読を中心に —中世文学を通して現代日本を考える—	岩崎 武夫(法政大学講師)	4月25日(金)
6	新経済秩序と日本人のくらし	高野 洋(NHK解説委員)	5月17日(土)
7	絵本とは何か —本の文化への入口—	松居 直(児童文化研究者)	5月31日(土)
8	アメリカの消費者運動にまなぶ	野村 かつ子(海外市民運動情報センター世話人)	6月13日(金)
9	「点数のない教育」その実践と思想	遠藤 豊(明星学園小中学校校長)	6月27日(金)
10	源氏物語をどう読むか	西郷 信 綱(元横浜国大教授)	7月11日(金)

◎ 開講時間は毎回午前10時から正午までです。講義のあと希望者で講師を囲んで昼食をともにしながら懇談します。

◎ 会場は毎回「茅ヶ崎コミュニティ・ホール」です。

Proposition 13

提案13号 (納税者の反乱)

の影響と現状 (連載第1回)

インディアナ大学大学院在学

佐藤孝治

(県自治研センター会員)

はじめに

1978年6月6日、世界中を驚かせたアメリカ・カリフォルニア州の提案13号 (Proposition 13) は、住民投票による財産税の大幅減税などを主な内容とするものであった。この住民による減税運動の勝利は、“納税者の反乱”と言われ、その衝撃的ニュースは全米はおろか世界中に伝えられた。日本でも新聞やテレビなどによって“納税者の反乱”、“中産階級の勝利”として報道された。その内容は、あとで詳述するが、不動産に課せられる財産税を評価額の1%以内とすること、評価額の増大は年2%に限定されること、新税の創設には選挙民の3分の2の承認を必要とすることなど、であった。住民投票の結果は提案13 (州憲法改正案) を賛成420万、反対230万票で決定した。

—— “納税者の反乱” のもたらしたもの

提案13号の成立によって、全米に減税運動の火がつけられた。1979年の秋までに9州が州政府の支出制限を制度化した。また、同じ79年11月にはカリフォルニアで“提案13号の精神” (Spirit of Proposition 13) をスローガンに提案4号

(州と地方自治体の財政規模が物価上昇率と人口増加率より早く上昇することを禁じた提案) と人種差別復活の要素の強い提案1号 (バス通学の廃

止提案) が提案13号の場合同様に住民投票で承認された。

提案4号は、78年提案13号を更に押し進め、地方財政削減を推進しようとするものであった。提案1号によるバス通学の廃止は、多年の人種差別反対の公民権運動や連邦最高裁判決によって支持された人種差別撤廃のための白人地区、黒人地区相互間の学童バス通学を規制し、いわば黒人差別を州内で復活させようとするものであった (提案1号推進者たちの人種差別ではないという声はあったが)。この提案1号、4号に対してはアメリカの有力新聞のひとつであるロサンゼルス・タイムズなどの新聞が反対キャンペーンを実施した。

また、カリフォルニアでは80年の6月に所得税の50%という大幅減税をめざす提案が住民投票にかけられようとしている。これは提案13号の推進者のひとりジャービスが提案者で、その名前をとって、“ジャービスⅡ提案”とよばれている。このジャービスⅡ提案が住民によって承認されると、所得税は半減され、提案13号の影響のもとでひどい打撃を受けている州内の地方自治体はおろか、州政府をも含めて大破局を迎えることになる。その時、カリフォルニアの公共サービスは機能を止めてしまうだろう。

ジャービスの新提案の発表の後、パット・ブラウン元カリフォルニア知事 (現在のジュリー・ブラウン知事の父) は「州政府機構を解体させるものであり、悪質なデマゴギーだ」と激しく批判した。もしこのジャービスⅡ提案が承認されたなら

ば、提案13号の場合同様、最大の勝利者は運動の主体である中産階級ではなく、当然にも企業であり、彼らが特別の利益を得るだろう。提案13号の利益配分が大企業中心であったことに、この運動の性格が端的にあらわされている。提案13号は白人中産階級の運動として初まり、一定の利益を中産階級に与えたが、企業に最大の利益を与え、その立場を擁護した。そして福祉の必要な低所得者層（黒人・スペイン語系）がとりのこされた（この点についてはエコノミスト78年11月28号柴田徳衛「米国大都市文明の没落～進行する過疎現象と財政危機」に詳しく紹介されている）。

今年の1月、提案13号によって火をつけられた全米的な減税運動の中で、提案13号を模した財産税減税を住民投票で可決した都市が破産した。東部海岸メイン州の小都市セイコ（Saco）の破産が、提案13号による破局を現実のものにした。（アメリカの自治体は破産の自由を持っている！）

このように提案13号型の住民投票による減税運動は、財政運営をきわめて困難な状況に陥し入れたが、このことが直ちに公共サービスの低下に結びつき、公務員の賃金凍結や大量解雇をももたらすことが明らかにされた。提案13号の可決後、ロサンゼルス・タイムズは、「提案13号によるレイオフは450,000人程度になるだろう」という衝撃的な州政府の発表を報道した。だが、州政府の緊急援助で破局は回避されたが、それでも多数のレイオフが伝えられた。レイオフの実態を把握するのは困難だが、ロサンゼルス郡だけで5,000人の公務員が職場を去った。（最初の年、地方の公共サービス業務は9%減少—10万の仕事が失われた、そして17,000人がレイオフとなった=AFSCME 80年2月現在）

これまで前記の柴田論文以外にも、いくつかの論文で背景や影響が分析されたが、公務員労働者の視点からの分析はなかったようである。ここでは提案13号の「影響と現状」を公務員労働者の視点から検討し、地方自治破壊、公共サービス削減、公務員への攻撃の現状を明らかにしたい。併せて昨年提案1号、提案4号、80年1月、メイン州セイコの破産をも検討したい。



アフスメ第36地区本部書記長ロナルド・コールマン氏

— AFSCME（アメリカ自治労）の闘い

提案13号からこの2年間、アメリカ自治労（AFSCME）^①—(1)は公共サービスと公務員労働者を守るために反対運動の先頭で闘って来た。アメリカの公務員労働者のおかれた現状、公務員労働運動が社会的にまだ認知されていない中での闘争は、我々日本の公務員労働運動からは想像できない困難があるだろう。しかしAFSCMEは1960年代の人種差別撤廃を求める公民権運動の中で、激しい人種差別と闘いながら成長して来た労働組合である。

1968年に黒人運動の指導者マーチン・ルーサー・キング牧師は、テネシー州メンフィスの清掃労働者の闘争支援に行き、そこで暗殺されたが、このことはAFSCMEと黒人解放運動との結び付きを示している。また、婦人解放運動とも密接に結びつき、さらに少数民族や低所得者層にも眼を向け連帯して来たのがAFSCMEである。「私は人間だ」、「人間の苦しみを見なければ、福祉をカットするのは簡単だ」という2つのスローガンにAFSCMEの性格、運動がよく表わされている。現在AFSCMEは130万の公務員労働者を組織し、AFL-CIO（アメリカ労働総同盟）の中で最大の組合に成長し、その戦闘性は常にAFL-CIOの中で注目されている。

この原稿作成には資料収集やインタビューでAFSCMEに多大の援助をしていただいた。この原稿は主にAFSCMEを通じて収集した資料やインタビューをもとに書いたが、AFSCMEの協力がなかったら、公務員労働者の視点でこれ

だけの現状を明らかにできなかったと思う。とりわけ、カリフォルニア、ロサンゼルス第36地区本部書記長ロナルド・コールマン氏（写真）（Director, Ronald W. Coleman）には50数点にのぼる提案13号関係の資料（自治体当局）収集、インタビュー（79年11月26日）に協力していただいた。また、AFSCME本部委員長補佐ジャック・ハワード氏（Jack Howard）には、地区本部との連絡や機関討議資料の提供をしてい

ただいた。ここでAFSCMEならびに氏に深く感謝の気持を表わしたい。

㊤ - (1) American Federation of State, County and Municipal Employees ・略称 AFSCME アフスメ
（全米州都市町職員組合連合会）

I 提案 13 号 の 可 決

1. 提案 13 号 の 内 容

78年6月のカリフォルニアの住民投票による提案13号（州憲法改正案）の承認は、不動産にかかる財産税収入の約70億ドルを削減した。ジャervis, ガンの両氏によって提案された、提案13号の主な内容は次の通りである。

- 1) 財産税の最高額を時価の1%に（前の制度では、年度州平均実効税率2.7%）
- 2) 不動産の評価を1975年にもどし、初年度以降の課税評価額の上昇率を年2%に制限。
- 3) 財産税は郡が徴収し、州法により管内の地方団体に配分する（前の制度では、都市、特別区等の地方団体が独自の税率を定めて必要収入を確保）。
- 4) 州の新税創設、増税は、州上・下院の3分の2以上の議決承認を必要とする。
- 5) 地方自治体の特別税創設は、有権者の3分の2以上の承認を必要とする。
- 6) 州・地方自治体の不動産に関する新税の創設を禁止する。
- 7) 提案内容は1978年7月1日から発行する。この提案13号の思い切った減税や予算削減は、それまでの州政府と地方自治体の関係に重大な影響をもたらした。
財産税が60%削減されるだけでなく、地方自治

体の財政担当者たちは1977年—78会計年度の間で、歳入総額が次期1978年—79会計年度には予想された額よりも20.8%も下回ることを、インフレ率を考慮に入れると実に26%削減されることを知った。このように住民発議制度（Initiative）と住民投票（Referendum）による直接参加民主主義は、財産税を制限することで地方自治体を歳入削減に追いやり、そのサービスはインフレによって深く腐食された。

2. 州緊急援助計画

～ 破局の回避

カリフォルニア州議会はこのような影響を判断して、州緊急財政援助を決定した。当時州には50～60億ドルの剰余金があったが、1979会計年度の財産税収入減少のかわりに、地方自治体に剰余金44億ドルを配分した。この州の緊急財政援助は、地方自治体を州の政策に従わせるための戦略であった。つまりその援助の条件は主には、
1) 警察と消防の経費を削減したり、サービスを後退させないこと
2) 州政府職員に認められた率以上の医療と社会保障を、地方自治体が公務員や福祉受益者の生計費上昇で認めないこと
であった。この意味するところは、1979会計年度の州政府職員の賃上げはゼロであったので、州内のすべての地方公務員と福祉受益者にとって賃

上げないし福祉費用の増額ゼロを意味した。なお、この条件第2項は1979年3月州裁判所によって違法であると判定され、現在は公務員労働者は団体交渉で獲得したものはすべて手にしている。

州議会で長期緊急財政援助計画が決定されたことで、1980会計年度には約48億5,000万ドルが地方自治体に配分されている。

この援助計画による剰余金によって、学校や郡、特別区には1978年に得たよりも、多額の援助が行われ、一方州内の都市ではこの「画期的」な緊急援助計画のもとで、平均して17%の援助減が予定された。たとえば、ロサンゼルス市は、独自に計算したよりも総額で120万ドル援助不足になった。このことは、公共サービスの実施にあたって、重大かつ不公正な、市民に反した料金（使用料・負担金）への圧力を高めた。

——州が地方自治体への支配を強化

この援助計画は、提案13号の実現によって失われた地方自治体歳入総額の70%を肩代わりしただけで、他の30%は放置されたままであった。このことが援助による州・地方自治体間の関係を変化させ、州の地方統制を強めるとともに、市民サービス削減、公務員労働者への攻撃となってあらわされた。なお、この援助計画は、もし州の歳入と積立てられた剰余金の総額が、支出を命じられた州歳出総額（1981年度20億6,000万ドル）よりも減少した場合、地方自治体への援助は不足分の総額が削減されることを明記している。現在の不況はそのような歳入欠陥を現実の危険にしている。1978～1979年度の州剰余金は26億～29億ドル、1980年度は約10億ドルである。州財政局によれば、州財政の赤字は1980～1981年度で現実化しそうである。㊟-②

緊急援助計画とともに、所得税の指標化推進のための議案が州議会に提案された。この議案は州下院を通過し、80年8月に州上院で可決されることが予想されている。これは、州の緊急援助計画を続行するための歳入総額を危険にさらした。つまり州と地方の行政コストは、州民の所得税収入増加率がゆっくりダウンしている間にインフレとともに急上昇した。

あきらかに、カリフォルニアの地方自治体は、この緊急援助法案のもとで州剰余金による財源不足額の補填によって一時的に破局に直面することを回避した。しかし、依然として歳入配分の減少は存在した。この間の州の政策は地方自治体歳入を州政府歳入で補うことであった。この増加する州の資金援助は州の統制の強化をもたらした。州政府と地方自治体間の関係は、住民・納税者と同じように提案13号と州議会の実施によって大きく影響された。一般的に、提案13号可決後の変化によって、州による強力な中央集権化に向い、地方自治体の自主性は減少した。この変化には、これまで述べたように大きな原因として財産税の60%近く的大幅減税がある。この減少はカリフォルニアの地方自治体歳入に占める税の比率を40%から18%（1978年—79会計年度）に落した。㊟-③

——州の剰余金には限界が

提案13号の可決前には、財産税を賦課していた地方自治体が約6,300あったが、今日ではたった58の郡（独立市サンフランシスコを含む）だけが財産税を徴収できるようになった。これは前述した「郡が徴収」とした提案13号の条項のためである。

郡のみの徴収により、地方自治体は独自の財政政策への影響力を後退させ、反面郡と州の役割は一層大きくなった。

この提案13に関連して生じた複雑さは、選挙民の直接的な財政政策決定過程への参加は自治体を破局に導く可能性があるという教訓をもたらした。財産税の大幅減税は、伝統的な地方税収入の役割（自主性の維持）を縮小させ、緊急援助によって州援助の重要さを増大させた。少くとも初年度には、増加する州の援助は、地方自治体の財政と仕組への州統制の強化と同じ意味であった。緊急援助に伴った巨大な州剰余金は無視できない役割を果たした。しかし、この州剰余金の存在が、提案13号の可決に大いに貢献した側面がある。重大な疑問は、そのような大規模の剰余金が今後も地方自治体援助のために利用しつづけることが可能かどうかである。これは悲観的である。（1979会計年度27億ドル、1980会計年度の終りまで18億ド

ル、1981会計年度1億1,200万ドル-AFSCME 2月現在)

州剰余金の一部と財産税をトレードオフする目的で提案13号に投票した人たちは成功をおさめた。しかし彼らの勝利は、納税者の間に、州や地方自

治体に重大な反撃を加える一連の出来事をも動き出させた。㊦-(4)

次に提案13号可決後の1979会計年度への影響を検討しよう。

㊦ (2) Proposition 13: An Update 直接参加の民主主義と予算計上
AFSCME—Major Policy Issues: FALL 1979

(3) Participatory Democracy And Budgeting: The Effects of Proposition 13 (P. 534)

Jerry McCaffery, Indiana University

John H. Bowman, Indiana University

(Public Administration Review—Nov: Dec. 1978より)

以下この論文よりの引用は「The Effects of Proposition 13 (提案13号の影響)」と記す。

(4) The Effects of Proposition 13 (P. 533) 同上

II 提案13号の直接的影響と将来への影響(その1)

1. 減税の利益配分

～企業の勝利

財産税減税分72億ドルの配分は次のように行われた(表-1)。“中産階級の勝利”と言われながら、この大規模減税のうち、17億ドル(24%)が個人住宅所有者に還元されただけだった。しかも、カリフォルニアの納税者は、財産税控除額を連邦所得税として約16億ドル追徴された。㊦-(5) 9億ドルがアパート経営者に還元、しかし借家人にはほとんど還元されなかった。

20億ドル(28%)が企業に還元された。多くの企業は提案13号による減税分を企業の中で再投資した。これについて多くの企業は、「再投資は多くの雇用を作り出し、カリフォルニア経済をより安定したものにするので、最終的には納税者の利益である」と主張した。この提案13号の長期間の影響はまだ十分に調査されていない。ただ時間が経つにつれて、財産税による重荷は商業不動産や

産業不動産から住民(個人)の不動産に重心を移していくと考えられる。

つまり財産税の増加は、財産が売却されないかぎり年間2%に制限されているが、売却された時、不動産は再評価され、財産税は実質上制限税率の2%より上昇する。個人不動産は企業不動産よりもひんぱんに売買されるので、個人不動産の財産税は企業の財産税よりも早く上昇することになる。だからその重荷は個人住宅所有者にその重心を移して来るだろう。

このように利益配分は、白人中産階級の減税運動として出発しながら、最も多くの利益を企業に与え、企業の立場を擁護した。ここに“納税者の反乱”の運動の性格が端的にあらわれている。

ジャービス・ガンによる提案13号は大都市近郊の白人中産階級の個人住宅所有層によって圧倒的に支持されたが、米国大都市特有の複雑な人種構成、社会病理現象、大都市過疎化現象(白人中産階級の郊外への逃散)などによって荒れ果てた大都市中心部では、急速にスラム化が進行し、低所得者(黒人・スペイン語系住民)が取り残された。

表1 財産税の利益配分

	利益配分の予想		実際の利益配分	
	64億ドル	100%	72億ドル	100%
総額	64億ドル	100%	72億ドル	100%
個人住宅所有者	23 "	35.9 "	17 "	24 "
アパート経営者	12 "	18.8 "	9 "	12 "
企業	29 "	45.3 "	20 "	28 "
連邦政府	—	—	16 "	22 "
州政府	—	—	10 "	14 "

AFSCME, Proposition 13: An Update より作成

だから、提案13号は、市中心部の低所得者への福祉関連支出を市郊外に住む中高所得者や企業が負担することを拒否したことを意味する。(註)-(6)

提案者ジャービスは「カリフォルニア州内の都市財政にはムダが多過ぎ、市の役人も多過ぎる。それらを節約し、切り捨てれば、三割まで歳出額を削減しても市民サービスの量は減らない」と訴え(註)-(6)、また朝日新聞記者との会見で「政府の仕事は軍隊と警察だけでいい。社会福祉？自分の

ことは自分でやればいいのさ。だいたい、ろくに働きもしないで、他人の税金で生活しようというのがまちがっている。」とその夜警国家的な思想を力説した。(註)-(7)

このように提案13号は白人中産階級に支持され、企業に最大の利益を与えたが、ジャービスの主張とはうらはらに、市民サービスは大幅に削減され、公務員労働者は犠牲にされ、州と自治体の間では一層の中央統制が強化された。(次号につづく)

註 (5) AFSCME, Proposition 13: An Update より

(6) 柴田徳衛「米国大都市文明の没落～進行する過疎現象と財政危機」
エコノミスト78年11月28日号 (P.59), (P.58)

(7) 菅原浩「『減税』か『歳出抑制』か～二路線が対立する米国の住民運動」
朝日ジャーナル 79年11月23日号 (P.32)

編集後記



3年経過をして30号の発刊となったが、記念すべき論文がアメリカから寄せられた。3～4回連続の連載になるほどのボリューム。しかも日本ではあまり紹介されていない内容であり、きわめて興味ある内容である。佐藤氏が訪米して約1年過ぎたが、アメリカ通信は、今後も続けられ

るよう期待している。(上林)

今回は、2名の美女(?)と一緒に茅ヶ崎自由大学ルポに出かけることとなった。自由大学の主宰者の一人で、実質的に維持運営にあっている重岡健司氏の熱っぽく語る口調に時間の経つのを忘れ、予定時間を大部オーバー。草の根民主主義の再生を旨としての活動ぶりには、一同頭の下る思いがした。(工藤)

1980年4月25日発行

自治研かながわ月報 第30号 (1980年4月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月300円の半分または1年分をそえてお申し込みください。（80年1月以降は400円となります。）
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。